

【新旧対照表】iのぞみネット契約約款

番号	条タイトル	改訂前	改訂後								
1		<p>第1条（約款の適用）</p> <p>株式会社ファミリーネット・ジャパン（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）その他の法令の規定に基づき、このiのぞみネット契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これによりインターネットサービス「iのぞみネット」を提供します。</p>	<p>第1条（約款の適用）</p> <p>株式会社ファミリーネット・ジャパン（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）その他の法令の規定に基づき、このiのぞみネット契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これによりインターネットサービス「iのぞみネット」を提供します。ただし、別段の合意（電気通信事業法第19条第3項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づき料金その他の提供条件によります。</p>								
2		<p>第3条（用語の定義）</p> <p>本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <p>(1) 本物件：本サービスの提供対象となる集合住宅等をいいます。</p> <p>(2) 本サービス：当社が本物件に対し提供するインターネットサービス「iのぞみネット」をいいます。</p> <p>(3) 契約者：当社と本サービスに関する契約を締結している者をいいます。</p> <p>(4) 会員：本約款に基づくインターネットサービスの利用者をいいます。</p> <p>(5) 会員規約：当社が別途定める「iのぞみネット会員規約」をいいます。</p> <p>(6) 設備機器：本物件に本サービスを提供する為のインターネット設備をいいます。</p> <p>(7) 再委託者：当社が本サービスの一部又は全部を委託する第三者をいいます。</p> <p>(8) サービス料：契約者又は契約者が指定する第三者が、当社又は当社の指定する第三者に支払う本サービスの料金をいいます。</p> <p>(9) 消費税等：消費税及び地方消費税をいいます。</p> <p>(10) 管理者：契約者又は本物件に関して契約者との間で管理委託契約その他これに類する契約を締結している第三者をいいます。</p> <p>(11) iのぞみネット契約：本約款の内容を承諾の上で、導入依頼書兼調査依頼書及び導入申込書に基づき、当社と契約者との間で契約される本サービスに関する契約をいいます。</p>	<p>第3条（用語の定義）</p> <p>本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <p>(1) 本物件：本サービスの提供対象となる集合住宅等をいいます。</p> <p>(2) 本サービス：当社が本物件に対し提供するインターネットサービス「iのぞみネット」をいいます。</p> <p>(3) 契約者：当社と本サービスに関する契約を締結している者をいいます。</p> <p>(4) 会員：本約款に基づくインターネットサービスの利用者をいいます。</p> <p>(5) 会員規約：当社が別途定める「iのぞみネット会員規約」をいいます。</p> <p>(6) 設備機器：本物件に本サービスを提供する為のインターネット設備をいいます。</p> <p>(7) 再委託者：当社が本サービスの一部又は全部を委託する第三者をいいます。</p> <p>(8) サービス料：契約者又は契約者が指定する第三者が、当社又は当社の指定する第三者に支払う本サービスの料金をいいます。なお、【別紙】「料金表」に定めるものに代えて当社と契約者がiのぞみネット契約に基づき【別紙】「料金表」に定める金額以外の金額で合意した場合には、その額が適用されるものとします。</p> <p>(9) 消費税等：消費税及び地方消費税をいいます。</p> <p>(10) 管理者：契約者又は本物件に関して契約者との間で管理委託契約その他これに類する契約を締結している第三者をいいます。</p> <p>(11) iのぞみネット契約：本約款の内容を承諾の上で、導入依頼書兼調査依頼書及び導入申込書に基づき、当社と契約者との間で契約される本サービスに関する契約をいいます。</p>								
3		(新設)	<p>【別紙】料金表</p> <p>本サービスに係る利用料金は以下のとおりとします。ただし、iのぞみネット契約に基づく別段の合意がある場合には、その内容が適用されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>契約種別</th> <th>単位</th> <th>利用料金（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>iのぞみネット契約</td> <td>1住戸あたり月額</td> <td>6,435円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1住戸あたり月額とは、本物件における月額サービス料を総戸数で除した額をいいます。</p>		契約種別	単位	利用料金（税込）	1	iのぞみネット契約	1住戸あたり月額	6,435円
	契約種別	単位	利用料金（税込）								
1	iのぞみネット契約	1住戸あたり月額	6,435円								
4	付則	<p>【附則】</p> <p>本約款は2024年10月1日から有効となります。</p>	<p>【附則】</p> <p>本約款は2025年4月1日から有効となります。</p>								